

ブラック企業をなくす東葛の会 東葛の会ニュース No.30 2019.3.15

〒277-0831 柏市根戸406-4 TEL04-7132-8710 労働相談：月～金の10時から15時 まずは電話で

ホームページ：<http://www.tokatunokai-union.com> Email：tokatu-center@tokatunokai-union.com

1～3月相談事例：中国人技能実習生の相談、トラック運転手3例：交通事故の高額な損害負担、残業代は歩合給？に、業務委託という名の偽装請負…を紹介

帰国する中国人技能実習生からの相談

この3月で3年の実習生活を終えて帰国する中国人実習生からの相談です。

仕事は空調設備会社での現場作業、アパート（自室）から出勤後会社の車でその日の工事現場に、現場作業が終了後会社の車で帰社、会社からアパートに帰る、というのが日常でした。

実習生の訴えは、●日々の勤務時間と扱われたのは現場到着後の作業開始時刻から作業終了時刻までで、会社と現場への往復移動時間がカウントされないのはおかしい、移動時間も勤務中として賃金を払ってほしい、●日本人従業員に比べて賃金が基本給だけで差別的に低く抑えられてきた、日本人並みの賃金を払ってほしい、とのことでした。

3年を過ごした日本での実習生生活が、帰国を前にして日本への不信感が残る労働のあり方であったと思うと胸が痛みます。

実習生、その多くが母国の「送出し機関」に多額の借金？

外国人実習生は、母国の「送出し機関」から日本の「受入機関」へと橋渡しされ、日本での技能実習生として働きます。

千葉県「森田知事が来月ベトナムを再訪 介護人材確保へ」の報道（東京新聞2/10）では、「外国人介護人材を確保」するためのベトナム訪問とのことです。ベトナムにある「送出し機関」

は291団体、日本での介護事業関連は「日本介護事業協同組合」が「受入機関」のようです。外国人技能実習生はその多くが母国で多額の借金を抱えての訪日（報道では、母国の「送出し機関」に支払うため、「約200万円もの借金」の例も）といわれます。在日中、実習生の皆さんが真に技能実習ができ、技術を身につけ、日本に来てよかったと、満足して帰国できる労働環境が必要ではないでしょうか。

東葛労働センター10周年記念冊子を同封（記念集会出席者は配布済み）

6/26第7回ブラック企業をなくす会総会を予定

TOPICS:東葛の会Twitter

1月～3月のリツイート、いいね！記事…



3月3日/ベトナム人技能実習生、最賃の半額以下の時給、不払賃金150万、慰謝料請求も…赤旗3/3報道 東葛労働相談センターには、3月帰国の中国人技能実習生から●残業代が不払では、●賃金が基本給だけで差別的だったとの訴え。実習生生活が、日本(人)への不信感が残る労働のあり方であったと思うと胸が痛む。

1月17日/医師の残業上限を「年1900時間～2000時間」とする厚労省案に「過労死ラインの倍にあたる非常識な長時間労働であり認められない」、医師ユニオンと遺族会見記事…しんぶん赤旗1/18 記事 非常識きわまる医師の残業上限案反対！

労働相談例 トラック運転手からの相談

休みは日曜日のみ、連日10-12時間、残業代なしで一年半頑張ったが…

相談の発端は、在職中の交通事故にともなう会社への弁償をめぐって、毎月2万円給料から天引き、まだ50数万円の弁償金が残っている、との相談でした。

Sさんは、C運送で大手ホームセンターのルート配達に従事、休みは日曜日のみ、連日10~12時間労働で2年半働いてきました。2年半頑張ってきましたが、心身の疲労から事故を繰り返し、出社できない精神状況に追い詰められ、昨春秋に辞めました。

Sさんの毎月賃金は、基本給+歩合給+調整手当に通勤手当、総支給額で25万円前後、社会保険料控除後で手取り20~25万円程度でした。

休みは日曜日のみで連日10~12時間、毎週の実働は60時間から70時間にもなります。残業代は全くの無支給でした。残業は毎週20時間から30時間、月にすると80~120時間、過労死ラインの年間1000時間を超える残業がサービス残業という実態でした。C運送は、残業代は歩合給で支払っているといっています。

…トラック運転の歩合給、残業代の計算(割増賃金)は…

* 以下A図は、歩合給とはと歩合給の残業代計算(割増賃金)についての東京労働局HPからです。検索:しっかりマスター 割増賃金編

Sさんその後 フリーランスな働き方?!

「業務請負」は派遣法違反、偽装請負だった

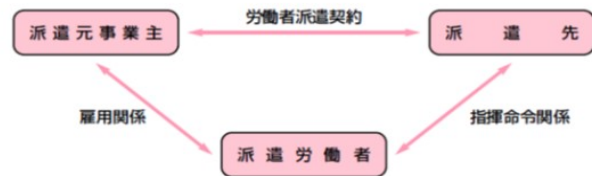
Sさんが次に「就職」したのは、N軽貨物運送会社、失職し生活に困ったSさんはN社から当面の生活費の貸し付けと住まいのあっせんを受け、働きはじめました。

N社のドライバー募集では、雇用形態は「委託業務」、勤務時間は「9時から20時で実働8時間・休憩あり」、休日は「相談」…。

Sさんの12月働いた分として支給されたのは、日給が定額の1万2千円で20日分、そこから車両費(車借り賃)、ガソリン代、家賃、駐車場料金、借金返済などが引かれ手取りわずか13万円でした。仕事は、N社が指定したT社にいき、T社の指示で建築現場に資材を届ける仕事、連日朝7時半ころから夜9時を過ぎる時間まで3カ月続けたものの、

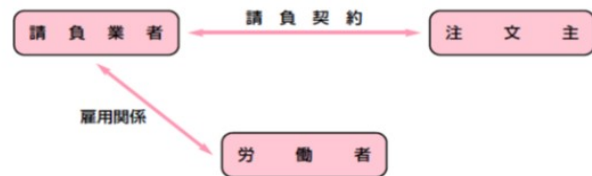
1. 労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。



2. 請負

請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの(民法第632条)ですが、労働者派遣との違いは、請負には、注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないという点にあります。



B図

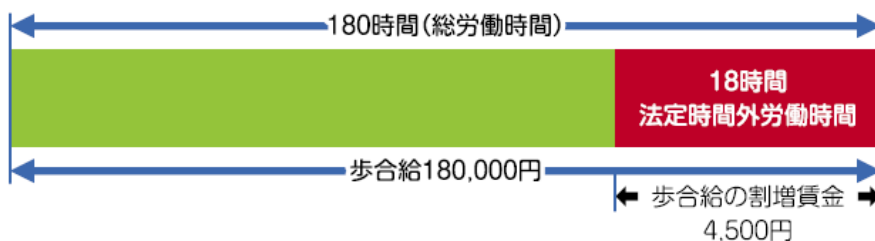
◆歩合給制(実績給)の割増賃金計算

A図

歩合給制とは「出来高払制」「請負給制」ともいい、「売上げに対して〇%、契約成立1件に対して〇円」といった一定の成果に対して定められた金額を支払う賃金制度のことです。歩合給制であっても法定労働時間を超えて労働した場合は、その部分について割増賃金が必要です。

歩合給制の場合は、歩合給の額を総労働時間で割って1時間あたりの賃金を計算します。

例 ある月の実績給(歩合給)の合計が180,000円であった労働者が、その月に法定時間外労働18時間を含めて180時間労働していた場合



$180,000円 \div 180時間 = 1,000円$ … 1時間あたりの歩合給(歩合給÷総労働時間)

$1,000円 \times 0.25 = 250円$ …… 1時間あたりの歩合給の割増賃金

$250円 \times 18時間 = 4,500円$ …… 歩合給の割増賃金額

連日の長時間労働による過労で辞めざるを得ませんでした。

N社とSさんとの間で請負契約も雇用契約もなく、日当いくらの請負的な働き方でしたが、Sさんは、T社からの作業指示(指揮命令)ではたらいっていたので、実質派遣で偽装請負でした。

* 上のB図は、厚労省HP「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」から